

平成17年7月8日  
農 林 水 産 省

## 平成16年産米の農産物検査のDNA分析による品種判別調査結果について

農産物検査の業務は、平成13年度から5年間で国から民間の登録検査機関に移行することとしており、平成16年産うるち米の検査数量445万トンのうち428万トン(96.2%)が民間の登録検査機関により実施されている。

この農産物検査の品種鑑定については、現在農産物検査員が玄米を目視することにより実施されているが、農産物検査の実施について、より一層の信頼性を確保するための基礎的データ収集のために、今回DNA分析による品種判別調査を実施した。

### (ポイント)

登録検査機関が16年産米の産地品種銘柄の銘柄証明を行った受検品のうち、16,989点の産地品種銘柄の証明について、DNA分析による品種判別を行った。

(1) この結果、異品種の混入が全く認められず、民間の登録検査機関による農産物検査証明と今回のDNA分析が完全に一致したものは、16,660点(98.1%)であった。

(2) 329点(1.9%)については、DNA分析により、異品種の混入等が認められた。

連絡先：総合食料局 食糧部  
消費流通課 農産物検査班  
電 話：03-3502-8111(内線5790,5791)  
直 通：03-3501-3790  
担 当：江渡、庄司

## 調査結果

### 1 対象品種

作付面積（15年産）上位20品種

（ コシヒカリ、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、あきたこまち、きらら397、  
 キヌヒカリ、はえぬき、ほしのゆめ、つがるロマン、ササニシキ、  
 ゆめあかり、日本晴、ハナエチゼン、夢つくし、あいちのかおり、  
 むつほまれ、あさひの夢、ななつぼし、ハツシモ及びびふさおとめ ）

### 2 概要

(1) 産地段階における農産物検査時点で、別途DNA分析による品種判別調査を行ったところ、異品種混入が全く認められず、民間の登録検査機関による農産物検査証明と完全に一致したものは、16,989点中16,660点(98.1%)であった。(表1)

表1 DNA分析による品種判別調査結果

異品種の混入が認められなかったもの	16,660点 (98.1%)
異品種の混入等が認められたもの	329点 (1.9%)
合計	16,989点 (100.0%)

(注) 農産物検査の銘柄鑑定は、一定の技術水準を有する民間の農産物検査員が玄米を目視すること等により実施している。

(2) DNA分析により異品種の混入等が認められた329点(1.9%)について、その混入等の状況は以下のとおり。(表2)

表2 異品種の混入程度等

異品種混入12%以下(25粒中3粒以下)	174点 (52.9%)	<1.0%>
異品種混入24%以下(25粒中6粒以下)	54点 (16.4%)	<0.3%>
異品種混入36%以下(25粒中9粒以下)	28点 (8.5%)	<0.2%>
異品種混入48%以下(25粒中12粒以下)	10点 (3.0%)	<0.1%>
異品種混入60%以下(25粒中15粒以下)	8点 (2.4%)	<0.0%>
異品種混入72%以下(25粒中18粒以下)	9点 (2.7%)	<0.1%>
異品種混入84%以下(25粒中21粒以下)	6点 (1.8%)	<0.0%>
異品種混入84%を超えるもの	13点 (4.0%)	<0.1%>
品種名誤記入又は品種の取違いによるもの	27点 (8.2%)	<0.2%>
合計	329点 (100.0%)	<1.9%>

(3) なお、17年産米についても、同様の品種判別調査を行うこととしている。